

瑞穂監第42号
令和6年3月26日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
庄田昭人 様

瑞穂市教育長
服部 照 様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 今木啓一郎

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「穂積北中学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「穂積北中学校」における令和5年4月1日から同年11月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費・備品購入費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和3年度及び同4年度についても対象とした。

穂積北中学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教頭、教諭、事務職員合わせて44名体制で学校を運営している。生徒数、学級数については次のとおりである。

令和5年11月末日現在

学級・生徒数				
学年	学級数	生徒数		
		男	女	合計
1	6	95人	89人	184人
2	4	73人	62人	135人
3	5	88人	80人	168人
特別支援	2	3人	6人	9人
合計	17	259人	237人	496人

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所巢南庁舎及び穂積北中学校
令和6年1月17日(水)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、学校の備品管理については、現地にて教頭等からそれぞれ説明を求めるとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行は、穂積北中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。穂積北中学校の学校管理費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

令和5年11月末日現在

科目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	比率 (%)
学校管理費	22,326,000	10,293,723	46.1
教育振興費	3,044,000	1,579,657	51.9

2 需用費・備品購入費について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	分割購入について	<p>令和4年度の卓球スクリーンの購入について、1月17日穂積北中学校管理運営費の需用費にて48,312円で購入し、1月23日には穂積北中学校教育振興費にて48,312円で購入していた。</p> <p>2回に分けて購入した理由を確認すると、17日購入後に卓球スクリーンの脚部のぐらつきが判明し購入したとの回答であった。</p>	<p>ボールの散乱を防ぐために毎回使用するものであり、安全に使用するためにも物品の欠陥の有無はその都度確認すべきである。</p> <p>今回、一度での購入が可能だと思われる物品を、1月17日と1月23日の2回に分割し、一度の購入金額が5万円以内となるようにして購入したことは、請書の作成を省略するために行われたと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、契約事務処理要領に基づき適正に処理すべきである。</p>
		<p>令和4年度のプログラミング学習用の基板(マイクロビット)の購入について、同年4月から8月までの間、3回に分けて購入しており、そのうち7月29日穂積北中学校教育振興費の需用費にて37,000円で購入し、8月1日にも穂積北中学校教育振興費の需用費にて37,000円で購入していた。</p> <p>分けて購入した理由を確認すると、校内会議で2年生でも必要となり、3年生は生徒数に対して数が足りないため購入したとの回答であった。</p>	<p>2年生でも必要となり購入は良いとして、3年生の生徒数に対して数が足りないというのは、最初の発注時に生徒数は分かっていたはずであるため、最初の購入時にまとめて購入すべきである。</p> <p>卓球スクリーン購入と同様、一度での購入が可能だと思われる物品を、7月29日と8月1日の2回に分割し、一度の購入金額が5万円以内となるようにして購入したことは、請書の作成を省略するために行われたと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、契約事務処理要領に基づき適正に処理すべきである。</p>
2	文書保存について	<p>令和3年度と同4年度に礼法室の畳交換を需用費(修繕料の施設修繕)で行っている。畳交換する際に起案した施工何書を確認したところ、起案した施工何書は保管されていないとの回答であった。</p>	<p>瑞穂市文書管理規程第35条及び第36条において文書の整理及び保存期間について規定されている。</p> <p>今後は規程に基づき適正に処理すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	食糧費の予算計上について	令和4年度穂積北中学校管理運営費の需用費で研究発表会におけるお茶代として3,570円の支出があった。 会議時間や参加人数を確認したところ、講師として11名の教員の参加で2時間弱の会議との回答であった。	当市の予算編成方針における食糧費の計上は「原則無し。ただし、4時間以上にわたる会議の場合は1人当たり100円以内」となっている。 今後は市の予算編成方針に沿った予算計上や取扱いをすべきである。
4	備品管理について	備品台帳に登録中の備品の保有状況を確認したところ、年度が古く現存していない備品が備品管理システムに登録されていた。	今後は備品の確認を定期的に行い、実態に即して管理及び手続を適切に行っていただきたい。

3 財務・その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	ピアノの調律について	令和3年度と同4年度穂積北中学校運営管理費の役務費で、ピアノ3台分の調律手数料として40,700円支払っていた。市内ほかの中学校も各学校で契約し支出していた。 ※別表1参照	ピアノの調律について、それぞれの学校で毎年特定の業者で調律を行うのではなく、学校教育課で各学校のほか幼稚園分をまとめて見積りを徴取し、一括契約することで少しでも安価で調律ができるようにし、経費削減に努めるべきである。
6	切手等の購入について	切手受払簿を確認すると、令和4年度の使用金額38,699円に対して翌年度への繰越金額56,318円、同3年度の使用金額44,703円に対して翌年度への繰越金額50,587円と毎年の使用金額に対して翌年度繰越金額が多かった。 ※別表2参照	切手受払簿から突発的に大量の郵便を送付することは考えにくく、年間の使用金額に比べて過大に保有することの無いように前年度からの繰越しを考慮することや、予定されている郵便料金の改定も視野に入れ、計画的に切手類を購入していただきたい。 切手類は換金が容易なことから現金同様に注意をもって取り扱う必要があり、繰越しの多さや過剰な調達とならぬようにしていただきたい。

【別表 1】

●各中学校のピアノ台数（支出伝票より）

	穂積北中学校	穂積中学校	巢南中学校
グランドピアノ数	2台	4台	2台
アップライトピアノ数	1台	なし	1台
合計	3台	4台	3台

●令和4年度の各中学校のピアノ調律単価と費用（税込み）

	穂積北中学校	穂積中学校	巢南中学校
請負業者	A社	B社	C社
グランドピアノ単価	14,300円	14,300円	12,100円
アップライトピアノ単価	12,100円	0円	9,900円
合計	40,700円	57,200円	34,100円

【別表 2】

●切手等の取扱金額（単位：円）

令和5年度 ※11/17現在	令和4年度から令和5年度への繰越金額	令和5年度 購入金額	令和5年度 使用金額	令和5年度から令和6年度への繰越金額
切手等	56,318	8,400	17,990	46,728

令和4年度	令和3年度から令和4年度への繰越金額	令和4年度 購入金額	令和4年度 使用金額	令和4年度から令和5年度への繰越金額
切手等	50,587	44,430	38,699	56,318

令和3年度	令和2年度から令和3年度への繰越金額	令和3年度 購入金額	令和3年度 使用金額	令和3年度から令和4年度への繰越金額
切手等	46,770	48,520	44,703	50,587